

第 31 回 国連人権理事会

第 3 号議案

すべての人権の促進と擁護

(市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利、
および発展の権利を含む)

子ども人身売買、子ども買春ならびに子どもポルノに関する

国連特別報告者による日本調査報告書

【国連事務局から】

子ども人身売買、子ども買春ならびに子どもポルノに関する国連特別報告者が日本でのミッションとして行った調査の報告書を人権理事会に提出できることを当事務局は光栄に思う。本報告書において特別報告者は日本における子どもの人身売買と性的搾取に関わる問題を、国際的な人権規範と標準に照らして調査を実施している。特別報告者は訪問前・中・後に得られた情報に基づいて、子ども買春ならびに子どもポルノとの闘いと防止に向けた日本国の法制面での改革と子ども保護策ならびに被害児童のケア、心身の回復、そして社会復帰に向けた施策に焦点を当てている。最後に、子ども人身売買ならびに子どもの性的搾取を防止し根絶するための取り組みの強化を念頭に、特別報告者は勧告を行っている。

子ども人身売買、子ども買春ならびに子どもポルノに関する
国連特別報告者による日本調査報告書

目次

I. 序文	p. 3
A. 訪問内容	p. 3
B. 国内状況	p. 4
II. 状況分析	p. 4
A. 性的搾取ならびに子ども人身売買の範囲	p. 4
B. 根本原因ならびにリスク要因	p. 7
III. 子ども人身売買、子ども買春、子どもポルノの 防止と母国滅のための取り組み	p. 8
A. 法的枠組み	p. 8
B. 組織・制度的枠組み	p.11
C. 子ども人身売買、子ども買春ならびに 子どもポルノと取り組む施策とプログラム	p.12
IV. 結論ならびに勧告	p.25
A. 結論	p.25
B. 勧告	p.26

日本語翻訳・監修：ECPAT/ストップ子ども買春の会(ECPAT/STOP JAPAN)

〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-23-5、3F

電話・FAX: 03-5338-3226 URL: <http://www.ecpatstop.jp/>

E-Mail: info@ecpatstop.jp

無断転載禁止

I. 序文

A. 訪問内容

1. 子ども人身売買、子ども買春ならびに子どもポルノに関する特別報告者は日本国政府の招きの下、2015年10月19日から26日までの間同国を訪問した。訪日ミッションの目的は、子ども人身売買、子ども買春ならびに子どもポルノという問題の全体像を把握し、子どもに関わるあらゆる形態の性的搾取と人身売買を防止し根絶するための勧告を行うことを念頭に、同国の子ども保護に係るシステムを評価することであった。

2. 訪問先は東京、大阪、川西市、那覇市の各地である。国レベルでは内閣府、厚生労働省、文科省、総務省、法務省、外務省、警察庁のそれぞれの代表者と、さらには最高裁の代表者ならびに国会議員らとも会った。地方レベルで言えば、川西市にある子どもの人権を守るオンブズパーソン事務局の代表者と、そして沖縄県青少年・子ども家庭課ならびに同県警を訪ね面談した。

3. 加えて、インターネット・プロバイダー（ISP）ならびに日本旅行業協会のそれぞれの代表者を含む経済界の方々とも面談した。インターネット・ホットライン・センターを訪問し、インターネット・コンテンツ・セーフティ協会ならびにセーフター・インターネット協会のそれぞれの代表者と会った。

4. さらに、子どもの保護に関わる市民団体やNGOの代表者、女性団体ならびに子どもの権利の専門家とも面談した。東京では性搾取の被害者である若者たちと、また川西市では中学生と話し合いを持った。最後に、日本ユニセフ協会も訪問している。

5. 女子高生のサポート・センター、性暴力被害者のための緊急支援センター、里親家庭、児童相談所、ユース・ハウスを訪れた。東京と那覇市では、風俗・娯楽産業地区を訪れ、現地の状況視察を行った。

6. 国および都道府県レベルでの責任者たちと会合が持てるよう取り計らいをいただいた日本国政府に対し、特別報告者はここに謝意を表するものである。同時に、市民団体ならびにNGO、ユニセフ協会、国連広報センター、日本記者クラブ、国連人権高等弁務官事務所に対しても、訪日前・中・後を通じて寄せていただいたご協力に感謝するものである。

B.国内状況（コンテキスト）

7. 政府からのデータによれば、日本の人口は1億2千7百万人で、このうち20,310,400人が18歳未満、5,389,400人が5歳未満の子どもである。2008年に起きた世界規模の金融危機により日本は数度の景気後退期を経験したが、これに2011年3月の大地震と津波が重なった。日本のGDPは世界第3位である。子どもの貧困率は現在16%である。沖縄では、県全体の貧困率がこのところ上昇してきており、全国平均のほぼ倍となっている。2012年における県全体の貧困率は34.8%、一方子どもの場合は37.5%であった。

II. 情况分析

A. 性的搾取ならびに子ども人身売買の範囲

8. 公的統計によれば、児童虐待媒体に係る搾取形態は増加したものの子ども買春は減少した。子ども買春の減少を解き明かす分析も調査研究も公的には行われていないが、子ども虐待描写物の頒布、売買ならびに購入が増えているのは、インターネットとニュー・テクノロジーの進歩によるものである。今でも被害者の大半を女子が占めている⁽¹⁾。しかし、性的虐待・搾取の被害児童と関わる様々な当事者から得られた情報からすると、男子の被害者もいると特別報告者は理解している。彼らは怖れや恥辱、あるいはジェンダーに留意した申立てや照会のメカニズムへのアクセスがないなどの理由から、虐待の事実を通報して支援を求めようとしたがらないと考えられる。

1. 子ども買春

9. 性的搾取を助長するあるいはそれへの導入口となる動向・風潮および活動に特別報告者は憂慮を持って留意する。中でも「JKビジネス」と呼ばれる現象を特に懸念しており、これは学齢期の少女たちが関わるある種の商業的活動を指すものだ⁽²⁾。JKビジネスには様々な形態があり、必ずしも性的接触には至らないものもある。しかしながら、警察による取り締まりにも拘らず、売春などの性的搾取の被害者となってしまった女子生徒の事例を特別報告者は知るに至った。「JKお散歩」というのは商業施設が女子高生と男性の出会いを仲介し、金銭と引き換えで一緒に街を歩くという形態のことだ。JKビジネスは様々なタイプの店・事業者により運営されていて、「JK撮影会」を行うものや、「JKリフ

レ」ショップなどがある。いくつかの店では客の男性が女子生徒と二人きりになって前述のような活動を行うことを許可しているところがあり、そこではしばしば性的接触や性的行為に至ることとなる。JK ビジネスには様々な営業形態があるが、「援助交際」の場合、ブローカーや仲介人の手を経ることなく、男性が魅力的と思った若い女性にお金あるいはプレゼントをあげて交際・デートに至る、というものである。援助交際が即性的行為に結びつくものではないが、こうしたデートが何らかの形態の性的接触あるいは行為に至ることはしばしばある。

10. 女子中高生（12歳～17歳）の中には、JK ビジネスに時折手を出してしまふ者もあり、彼女たちにとっては立派なパートタイムの仕事とも考えられている。彼女たちは職業案内広告やリクルーターを通じて雇われる。しかし一旦このビジネスに足を踏み入れると、雇い主や客から脅しを受け、しばしば性的サービスを提供させられてしまう。このJK ビジネスはいわゆるグレー・ゾーンで行われているため、この現象の全体像を把握することは困難である。特別報告者はJK ビジネスならびに買春の被害者たちと会い話をすることができた。家庭内での性的虐待から逃れたものの、生き延びる手立てとして最終的に売春に陥ってしまった者もその中にはいた。彼女たちは誰もがこうしたJK ビジネスなるものがなくなることを望んでいて、子どもや若者たちがJK ビジネスの被害者となってしまうのを、それがもたらす結果について彼らに警告が発せられねばならないと訴えていた。

11. 日本におけるJK ビジネスの拡がりに関する公的統計を特別報告者は何ら入手できなかった。但しこれは憂慮すべき風潮であり、子ども、特に女子、の性的搾取へと簡単に結びつく、もうかるビジネスであることに特別報告者は注目した。そのように危惧した特別報告者は、市民団体、ビジネス部門ならびにNGOとの協力の下、政府に対し、この現象の拡がりを見極めるための包括的な実態調査を行うよう要請した。その中には、正確かつ最新の統計をとること、「押し出し要因（push）」と「引き込み要因（pull）」ならびに被害児童に対するインパクトを明らかにし、以って最終的には需要要因（即ち加害者側）にも取り組む効果的な防止および子どもの保護戦略を発信することが含まれるべき、との要請である。

2. 子ども虐待描写物

12. 近年、日本国は子ども虐待描写物（即ち子どもポルノ）の制作、頒布ならびに販売に対する規制を強化してきている。にも拘らず2014年、統計上の新記

録が報告されている。ニュー・テクノロジーを通じて、日本で制作された子ども虐待描写物が世界中に配信され、地球規模で閲覧されている。特に日本は極端に暴力的な子どもポルノを描いた漫画やアニメ、CG、ビデオ、オンライン・ゲーム等においてバーチャルな子どもの性搾取的な表現物の主要な制作国として名指しされてきた⁽³⁾。

13. 法による厳しい規制にも拘わらず、日本では、例えば秋葉原などの歓楽街にある店では、子ども虐待描写物の入手、購入は今でも可能である。歓楽街や性風俗街で簡単に入手できる子ども虐待描写物のひとつに「着エロ（子どもエロティカ）」というカテゴリがある。小学生（7歳～12歳）に性的に刺激的なポーズをとらせた写真やその他の描写物である。被写体の子どもの性的部位にピントが合っていることから、青少年に性的興奮を覚えさせるものであるにも拘わらず、この種の描写物は、映っている子どもが裸ではないとの理由で合法的なもののみなされている。

14. ネット上では、ビデオ・サイトで子どもポルノを観ることができる。サイトの広告には、子ども虐待描写物を観ることで罰せられることはない（画像をダウンロードした場合のみ処罰対象となる）と表示して、閲覧する者を安心させている。公的機関ならびに民間のパートナーによるブロックや削除という対応策（下記42参照）により、ネット上で子ども虐待描写物に接することが以前よりは難しくはなっているにも拘わらず、「小学生アイドル」であるとか「ジュニア・アイドル」といったキーワードで検索することで簡単に子どもポルノにたどり着くことができる。

15. 憂慮すべきもう一つのことさらに強要型ポルノがある。被害者（主に17歳から20歳までの女性ならびに少女）がだまされてカメラの前で性行為を強要されるものだ。犯罪者が狙うのはだましややすい18歳未満の女子である。また、法的に成熟した年齢の女子は、だましや強迫、強要といった手段で、ポルノ撮影（静止画ならびに動画）に参加する旨の契約書に無理やりサインさせられる。ひと度この種のポルノ・ビジネスの罠にはまってしまった被害者が契約を破棄しようとしても、莫大な額の違約賠償金を請求されてしまう。契約書が存在することで捜査が消極的になり、訴追が難しくなる。

16. 「リベンジ・ポルノ」ならびに「セックストーション(sextortion)」もまた憂慮すべき日本の動向で、これらはニュー・テクノロジーにまつわるリスクから来るものだ。「リベンジ・ポルノ」とは、特定の個人に対するいやがらせや社

会的抹消を目的に、その人物の性的にあからさまな画像をネット上にアップすることだ。他方「セックストーンション」とは、ライブのチャット・アプリでとある人と出会った子どもが裸の写真やビデオが欲しいと言われてひと度送付してしまうと、次に、もっと送ってこなければ前の画像を公開する、と脅されることを言う。

3. その他の性的搾取ならびに子ども人身売買の形態

17. スtockホルムで1966年に開催された「第1回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」以降日本国は、日本人男性による子どもを対象としたセックス・ツーリズム、とりわけ東南アジア諸国におけるそれとの闘いにおいて相当程度の進歩を見せてきた。しかしながら、日本人男性は現在も子どもセックス・ツーリズムにおいて多大な需要を生み出している⁽⁴⁾ ことには変わりはない。子どもの性的搾取防止のための「旅行・観光業界行動倫理規範」の調印に向け熱心に活動を展開している専門委員会がある。日本はまた、人身売買被害者の到着国でもある⁽⁵⁾。売買業者は偽装結婚ならびに就業を装って被害者を日本に連れてきて、強迫による性的搾取を企てている⁽⁶⁾。

B. 根本原因ならびにリスク要因

18. 日本における様々な形態の子どもの性的搾取の根本原因として、ジェンダーによる役割規定と性差別、子どもの性的商品化、社会的寛容さ、免責、そして貧困が挙げられる。子どもの性的搾取という観点では、例えばJKビジネスの場合のごとく、消費主義が「引き込み要因」となる。逆に「押し出し要因」としては、職が見つからないこと、高度な競争社会であること、子どもが希薄な人間関係と社会的スキルしか持ちえないこと、などが挙げられる。こうした多層に亘る要因により、子どもや若者は性的搾取の被害を受けやすくなっている。例えば沖縄県では、特に貧困が影響して失業率や離婚率、十代の妊娠率が高い。経済的厳しさならびにその結果として脆弱化する家族のゆえに、特に子どもが性的搾取の被害を受けやすくなっている。

19. 「ジュニア・アイドル」の現象に見られるごとく、娯楽産業界では子どもが性的商品として扱われることに、特別報告者は憂慮を持って注目した。これらの子どもたちは写真モデルの道を歩むことを願っているのだが、写真集や画像DVDには性的アピールのある装いで登場する。ジュニア・アイドルのうちのある者は、後にアダルト・ポルノ業界に足を踏み入れることになる。一部のティー

ンエージャーに人気があり、大きな市場を形成している。子どもを巻き込んだこうしたタイプの商業活動に対し社会が寛容であることは、性的搾取の大きな助長要因となっている。特別報告者が残念に思うのは、善意に基づく公的な防止キャンペーンにおいてすら⁽⁷⁾、子どもの性的搾取の需要サイドが見過ごされていること、それよりも被害を受けた子どもとその家族に注意が向けられていることである。そういうことから、本報告者は関係者に対し、子どもの性的商品化をなりわい・ビジネスとする民間部門の方に焦点を移すよう促した。

Ⅲ. 子ども人身売買、子ども買春、子どもポルノの防止と撲滅のための 取り組み

A. 法的枠組み

20. 日本国は子どもの権利に関する主要な条約他をこれまでに批准してきている。例えば、子どもの権利条約ならびに子どもの人身売買、子ども買春、子どもポルノに関する選択議定書、児童労働の最悪の形態に関する ILO 条約 No.182、欧州評議会のサイバー犯罪に関する条約、などである。国際的な組織犯罪に関する国連条約（略称：国際犯罪防止条約）とそれを補足する、人特に女性ならびに児童の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書（略称：人身取引議定書）に日本国は署名はしたものの批准には至っていない。同様に、子どもの権利条約の通報手続きに関する選択議定書も批准してはいない。

21. 1999年の「児童買春、児童ポルノ等に係る行為等の処罰及び保護等に関する法律」（略称：子ども買春、子どもポルノ等処罰法）は日本における子どもの性的搾取を処罰化することを主眼においた国内法である。特別報告者は、2014年6月に為された同法の改正を歓迎するものであり、この改正で、とりわけ、子どもポルノの単純所持が処罰されることとなり、日本の国内法が国際的な規範と標準に一層近づいたこととなる。この改正はほぼ10年間に及ぶ不断の折衝の結果であり、同時に、市民団体や NGO、教師ならびに親、日本ユニセフ協会、民間部門といくつかの政党による啓発活動（アドボカシー）の成果である。国際的なプレッシャーもこの改正案の成立に重要な役割を果たしている（この件については CRC/C/OPSC/JPN/CO/1 を参照のこと）。

22. このたびの改正法ではいわゆる“バーチャルな”子ども虐待描写物を罰してはいない。即ち、未成年者による性的にあからさまな行為をリアルに描いたポル

ノ画像（例えば漫画、アニメ、そして過激な子ども虐待描写物を内蔵するゲーム等）は処罰対象になっていない。こうした改正に反対した者の主張は、このような描写物を処罰することは日本国憲法第 21 条が保証する表現の自由を侵すものである、ということだ。バーチャルな子ども虐待描写物（あるいは「実在しない人間の可視的描写」）は現実・生身の子どもを誰も害してはおらず、また因果関係も証明されていない、という主張だ。さらに反対派は、芸術表現の自由に対し、警察権力が「いかがわしい」ものと決めつけて過剰に介入してくるかもしれないリスクに警鐘を鳴らし、「わいせつ性」についてはすでに刑法がこれを処罰化している事実を指摘してもいる。加えて、法それ自体の目的は現実の子どもを守ることであって、そうした生身の子どもの性的搾取と闘うことに的を絞るべきであるとも論じた。そして、ビジュアル・メディアに対しより強力な規制をかけようとすることも批判している。もしそうなれば、日本独特の漫画やアニメ文化に特に影響が及ぶかもしれない、との批判だ。

2 3. バーチャルな子どもの虐待描写物の制作、提供、配布、調達ならびに所持の処罰化に賛成する人たちは、人権に関わる国際法に照らせば、そうした描写物は子どもポルノであり、子どもの権利侵害に当たる、と主張した。ある種の漫画やアニメ、ゲームなどに含まれる暴力的な性虐待の表現により子どもたちは被害を受けていると述べ、さらには子どもの性的虐待に寛容である文化についても考察を施した。つまり、たとえそこで実害が発生しなくとも、バーチャルな子ども虐待描写物というものは描かれている搾取的行為に対して社会的な寛容の文化を育ててしまうということと、ひいてはそれが子どもを性的商品化することにつながっていくのだと。

2 4. 表現の自由と子どもの権利の間に正しいバランスを保つことの重要性については、特別報告者も認識している。しかしながら、強力な、金儲けのためのビジネスによって、後者が犠牲にされるようなことがあってはならない。国際的な人権規範や標準によれば、子どものいかなるポルノ的表現であれ、描かれた子どもが現実の人間かそれともバーチャルなものであるかに拘らず、それ自体、子どもポルノである⁽⁸⁾。その目指すところは、その描写物に描かれた子どもに必ずしも実害が及んでいなくとも、子どもをそのような行為に走らせるよう助長しそのかすために使われること、そしてそうしたことから子ども虐待を良しとするようなサブカルチャーが形成されていくこと、に対して子どもたちを保護することにある⁽⁹⁾。この場合、表現の自由やプライバシー権に対する制限は、道徳律と他者への危害の防止という根拠に立脚している⁽¹⁰⁾。究極の目標は、子どもを性欲の対象とする行為、即ち子どもの権利侵害を容認しない社会の樹立であ

る。そのように述べた上で、特別報告者は次のようにも認識するものである。即ち、バーチャルな子どもの虐待描写物の禁止が芸術的表現権に影響を及ぼすことを防ぐためにも、この種の事例に関しては、法廷での法的判断に委ねられるとしても、時には困難かつデリケートなバランスが保たれる必要があると。

25. 改正案を巡る協議の中で、バーチャルな子ども虐待描写物が潜在的被害者ならびに加害者に及ぼすインパクトの科学的な調査研究を行うよう法案に書き込むべきとの要請を巡って討議があった。このことに対し反対派は、それは法の範囲を超えるものであること、人のプライバシー権に影響を及ぼしかねないこと、さらには、そうした調査研究で因果関係が実証されたところで、バーチャルな子ども虐待描写物の処罰化により犯罪そのものが減少すると証明されてはいない、とも主張した。加えて、そのような条項を含めることは調査研究の結果に法的地位を付与しかねないと恐れた。強い反対に押され、そのような調査研究を支持した者たちは、単純所持を禁じる改正案の採択の合意に至るためにと、自らの提案を取り下げることとなった。

26. 2014年6月の改正で子どもポルノの単純所持は処罰されることとなった（第7条第1項）。同法は2015年7月に発効し、子ども虐待描写物をすでに所持している者に対し、それらの廃棄のために1年の猶予期間を設けた。改正第2条と第3条で子どもポルノの定義を修正している。第1項および第2項は改正前のまま残されたが、第3項は、衣服の全部または一部を着けない子どもの姿態であって、ことさらに「児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているもの」、かつ閲覧者の性欲を興奮させまたは刺激するものは処罰対象とする、と拡大された。このように修正はされたものの、このカテゴリーに含まれると考えられる描写物（例えば子どもエロティカ）は合法であるとみなされることから、第3項は曖昧なものとなった。さらには、子どもポルノの最後の二つのタイプに共通する法的要件（閲覧者の「性欲を興奮させ又は刺激するもの」との文言は限定的に解釈され、極端なケースにしか適用されなくなる。この定義は子どもの権利条約選択議定書第2条（c）の定義よりは狭いと特別報告者は考える。

27. 改正されたにも拘らず子どもポルノの他の面、例えばオンラインで子ども虐待描写物を観たりそこにアクセスしたりすることは、罰せられていない。JKビジネスもまた規制されなければならない。唯一愛知県がJKサービスを条例で禁止しており、そうしたサービスを提供する店の所有者（オーナー）ならびに経営責任者（マネージャー）に罰金を課す、としている。国レベルでの児童擁護の

ための枠組に見られる抜け穴に対処しようとする、こうした地方レベルでの規制措置は確かに重要ではあるものの、国全体を適用範囲とする包括的な法律が持つと同等のインパクトはない、と特別報告者は考える。

28. 他の国内法にも子どもの性的虐待・搾取に関する条項は存在する。例えば刑法の第175条（わいせつ物頒布等）、第177条（強姦）、第176条（強制わいせつ）、第178条（準強制わいせつ及び準強姦）などである。児童福祉法は18歳未満の全ての者を児童・子どもと定義している。性交同意年齢は13歳と定められており、このことは、子どもに対する性犯罪の訴追を難しくしている大きな要因である。民法では20歳が法的成人年齢で、18歳と19歳の者は児童福祉法による保護の対象ではないことから、ここに社会的な保護のためのギャップが生じている。児童福祉法に禁止条項はある（第34条など）ものの、子どもにとって有害な商行為である子どもエロティカ、JKサービス、ジュニア・アイドルなどから子どもたちを守ってはいない。ここは有害な商行為から子どもを守るべく法改正すべきである。同様に、児童虐待防止法（第2条、第3条）において児童虐待と潜在的加害者の定義を狭義に修正することで子どもの擁護は強化されるであろう。

29. 子どもの性的虐待・搾取に関わる事柄を扱った他の法律、特に情報通信技術の進歩に合わせ制定された法律として、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（略称：青少年インターネット環境整備法）、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（略称：出会い系サイト規制法）、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（略称：風営法）などがある。しかし風営法第22条の3（18歳未満の者に客の接待をさせることを禁じたもの）は、あらゆるJKビジネス形態が風俗営業の一部に該当するとはみなされないとの理由で、JKビジネスに適用されない。

B. 組織・制度的枠組み

30. 子どもと若者に関わる、省庁をまたいだ政策の策定と調整は内閣府が担当している。「子ども・若者ビジョン」や「児童ポルノ排除総合対策」などがその例だ。厚生労働省は、子どもに関連するものを含む労働法規の履行状況を、労働監査を行うなどしてモニタリングを実施する任を負っている。総務省は2009年、日本インターネット安全推進協議会の設立を支援している。同協議会では、子どもポルノ防止プログラムを実施したり、ビジネス部門がオンラインで子ども

虐待描写物を通報し削除する働きを支援している。また文科省は、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー向けの意識向上ならびに訓練活動を実施し、子ども虐待ケースの早期発見とケース照会の強化に当たっている。特別報告者は、一億総活躍国民会議の創設に注目し、子どもの性的虐待・搾取と闘うことを目的とした防止・保護活動に同会議が関わるよう奨励した。また特別報告者は、政府機関内ならびに都道府県機関との間の政策調整に関してはさらなる改善が必要と考えるが、それは、調整業務が往々にして情報共有ならびに能力向上に限定されているからである。

3 1. 人身取引関係省庁連絡会議の発足（2004 年）により、人身売買に関する組織・制度間の調整が確保され、結果、人身売買の被害者に対するさらなる総合的支援に結びついた。法務省は外国人に対し多言語によるサービスを提供して支援に当たる人権相談室を開設している。厚生労働省は、警察ならびに他の機関と連携の上、婦人相談所において、人身売買被害者を支援するためのマニュアルを制作し発行した。入国管理局では 2007 年、人身売買データベースを作成している。

3 2. 都道府県レベルおよび主要都市には児童相談所が置かれ、全国で 208 ヶ所に及ぶ。ネグレクトや虐待、暴力などによる被害児童は通常そこに照会されてくる。性的虐待・搾取の被害児童のために特化された専門のセンターは無い。児童相談所は法執行機関や医療機関、学校と協力し業務に当たっている。子どもは児童相談所から自分の家族の許に帰るか、あるいはさらに、地域や社会福祉機関が運営する別の施設（例えば“子どもの家”）に送られることとなる。児童相談所は施設・設備ならびに専門スタッフの欠如に関し批判されてきたし、事業の運営に当たっては子ども自身の関与を取り入れるものとするとの運営ガイドラインが存在するにも拘らず、そうしていないことも批判を受けてきた。

C. 子ども人身売買、子ども買春ならびに子どもポルノと取り組む施策とプログラム

1. 子どもの保護に関する施策

3 3. 犯罪対策閣僚会議は 2013 年 5 月、ニュー・テクノロジーを使った犯罪の増加に効果的に取り組むことを目的として「第二次児童ポルノ排除総合対策」を制定した。この対策の狙いは、子ども虐待描写物の流通ならびに閲覧防止措置を強化すること、被害児童の保護策を充実強化すること、そして国際連携を推進す

ることにある。日本国は 2014 年 12 月、人身売買と闘うための新しい行動計画を策定した。その中で、子ども買春とポルノについてはゼロ・トレランス（絶対非寛容）としている。この計画ではまた、人身売買に対し日本国がとった対策と統計について年次報告書を刊行する、としている（最初の報告書は 2015 年 5 月に発行されている）。

34. 内閣府は 2010 年、性の平等を扱った第 3 次基本計画[第 3 次男女共同参画基本計画]を制定したが、その中には、女性や子どもを性的な対象としてとらえるメディアにおける固定的性別役割意識を解消するための対策と、子どもへの性暴力を防止する戦略の開発とが含まれている。内閣府が 2008 年に策定した「青少年育成施策大綱」には、学校での啓発活動を通じて子どもの性的搾取と取り組むことや、被害児童への適切な対応を推し進めること、情報通信技術ならびに娯楽業界の参与を促す等の施策が盛り込まれている。これら施策の策定にあたって若者がコメントや提案を寄せることが奨励されたことを特別報告者は歓迎する。しかしその一方で、内閣府が 2010 年に策定した「子ども・若者ビジョン」では、子どもの性的搾取という問題には「厳正な捜査が行われねばならない」と述べるにとどまっていて、それ以上の展開がないことを特別報告者は遺憾に思う。

35. 子どもへの暴力、性的虐待・搾取と取り組む多くの計画や施策が策定されまた改正されたにも拘らず、これらの問題現象と取り組む包括的・総合的アプローチが欠如していることを特別報告者は危惧するものである。さらには、子ども虐待描写物の蔓延・拡散を食い止めるということに重点が置かれ、買春等その他の形態の性的搾取への取り組みがおろそかになっているように思われる。このことに関して特別報告者は、2001 年の「児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画」はいまだに改訂されておらず最新版も作成されていないと考えている。また、これら各種の計画や施策の間の調整ならびに相互補完が欠如しており、さらにはそれらの持つインパクトならびに進捗状況の評価が欠けているように見受けられる。

2. 捜査、訴追ならびに制裁

36. 子どもの人身売買ならびに性的搾取を防止する施策を策定し、調整する任は警察庁にあり、都道府県警がその実施に当たっている。警察庁は子ども買春、子ども虐待描写物に係るデータの収集と公表、犯罪捜査関連予算の配分、人員の訓練を行っている。

37. 都道府県警は被害児童との関係において、性的搾取の防止ならびに保護の役割を担う。この役割は被害児童を特定していく過程において必要不可欠な要素であり、被害児童は警察により児童相談所へと照会される。犯罪の被害児童ならびにその家族には青少年支援センターや警察署において、経験豊かな相談員やカウンセリングの専門家による助言指導がなされる。警察は、被害児童の支援に当たり児童心理の専門家の力を借りる。加えて、各都道府県レベルでは、子ども虐待・搾取事犯を通報するための、子どもにやさしい電話相談窓口が開設されている。例えば、警察が運営する「若者電話コーナー」では子どもからのカウンセリング要請を無料電話又はeメールにて受け付けている。法執行機関のチャンネルという枠を超え、被害児童が虐待ケースを子どもにやさしい申立てのためのメカニズムを通じて通報ができ、助けが求められるよう確保することの重要性について特別報告者は強調した。

38. 警察庁の統計資料によれば、2010年から2014年までの間のポルノ被害児童数は614人から746人に増えており、他方警察が受理した買春の被害児童数は741人から466人に減っている。性的搾取の被害児童の圧倒的多数が女子（2014年の統計では、男子82人に対し1,130人）である⁽¹¹⁾。子ども買春事犯の減少についての公的な説明はない。これに対し、子どもポルノの増加はインターネットやニュー・テクノロジーの影響によるものと考えられる。子ども買春をさておいて、虐待描写物である子どもポルノへの取り組みに重点を置くようになった背景には、国際的なプレッシャーがあったと考えられる。

39. 法執行機関は近年になって、ネット上における子どもの性的搾取、とりわけ子ども虐待描写物がネット上で流布していることへの取り組みを強めてきた。警察庁では都道府県警に対し、サイバー犯罪への取り組み方に関する指導助言を行っている。2002年以降同庁は子どもポルノの自動検索システムを立ち上げた。これは子どもポルノ事犯の捜査に資するために用いられる画像の主要データベースである。都道府県警では、需要の特定と被害者の発見を目的としたサイバー犯罪パトロールを実施している。この問題に取り組んでいる法執行者の間では、特に愛知県警と警視庁による当該分野での成功事例が語られている。警察当局によれば、子ども自身が自らの性的描写物をネット上で共有する、しかもネットを通じて接触を求めてくる見ず知らずの人間との間でも共有することが大きな課題だ、という。

40. 子ども虐待描写物との闘いにおけるもう一つの課題は被害児童の特定に関連するものだ。子どもポルノの被害者を必ずしも特定できるものではないこと、またその年齢の特定も難しいことから、この種の事犯の捜査や訴追に係る担当者は動きが鈍いと、批判されてきた。こうした困難を克服すべく、事前対応型の施策を講じた捜査なり訴追を行うよう、特別報告者は法執行機関ならびに検察当局に対し求めるものである。子どもポルノ業者は自らが扱う子ども虐待描写物を、しばしば「子どもポルノ（あるいは子どもエロティカ）」と宣伝しているわけだから、正にそれに準じた法的手続きをとるべきだ。子ども買春事犯に対しては、被害児・者の同意が得られなくとも、職権に基づき刑事訴訟手続きを進めるべきであろうと特別報告者は考える。検察庁が、例えば被害者保護と支援に関するマニュアルの発行などを通じて被害者の手が司法制度に届くよう努めていることについては、これを高く評価すると同時に、特別報告者は人身売買や性的搾取の被害児童・若者にとってやさしいバージョンのマニュアルが作成されるよう、検察庁に対し奨励するものである。

41. 検察統計年報によれば、2013年に2,331件の子ども買春、子どもポルノ等処罰法違反が受理され、そのうち1,391件が起訴処分、567件が不起訴処分となった。司法統計年報によれば、子ども買春ならびに子どもポルノの罪で有罪となった初犯者の数は2010年の324人から2014年の143人へと減っている。今回の改正処罰法がもたらすであろう影響については、今後出てくる統計内容を吟味していく必要がある。最高裁のデータによれば、2014年、同処罰法違反で141件の有罪判決が出されており、うち30件が起訴猶予なしで3年以下の禁固刑、13件の保護観察処分を含む106件が起訴猶予、となっている。特別報告者は、子どもの性的搾取事犯に関し猶予刑の割合が高いことを憂慮するものであり、よって司法関係当局に対し、これらの犯罪に対しては免責せず、完全な有罪判決を確保するよう求めるものである。

3. ネット上の子どもの性的搾取への取り組み：ビジネス業界の役割

42. ネット上の子どもの性的搾取との取り組みにおいて日本国内のビジネス業界は重要な役割を果たしており、賞賛に値すると特別報告者は考える。これらビジネス業界は自主的に、または政府の支援を得て、法執行機関ならびにNGO等との協力の下、子ども虐待描写物をブロックしたり、削除したりする二つのメカニズムをこれまでに立ち上げている。インターネット・コンテンツ・セーフティ協会（ICSA）と、セーファー・インターネット協会（SIA）である。ネット

上の子ども虐待描写物と取り組む方法として世界各国が見習って試みる価値のある実践だと特別報告者は考える。

4 3. ICSA はネット上で増加する子ども虐待描写物の氾濫と流通への対応として 2011 年に設立されている。会員数は 93 社で、インターネット・プロバイダー (ISP)、モバイル・ネットワーク管理者、検索エンジン管理者、フィルタリング・サービス・プロバイダーなどが加盟している。警察庁ならびにインターネット・ホットライン・センターから子どもの性的虐待描写物情報の提供を受けている。学識経験者や NGO 代表者、ユニセフ、ビジネス部門、小児科医、弁護士からなる独立監視委員会において、定められた基準に照らしてどのサイトをブロックすべきかが決定される。その後、ブロックすべきアドレスのリストをプロバイダー (ISP) やモバイル・ネットワーク管理者に提供している。ICSA によれば、サイト・ブロッキングの適用率はプロバイダーの 75%、ネットワーク管理者の 100%にのぼる。2015 年の ICSA ブロッキング・リストには 201 個のドメインと 1,006 個のインターネット・アドレス (即ち画像) が含まれている。国際レベルでの調整改善のため、基準の調和を図り、ブラックリストを交換していく必要がある、と ICSA 代表は強調した。

4 4. SIA は日本の情報通信技術関連会社が 2013 年に自主的に立ち上げた組織である。ネット上の違法・有害コンテンツの通報を行うためのホットラインを運営している。加えて、違法コンテンツの監視、調査研究、政策提言、教育ならびに啓発プログラム等も実施している。SIA では国内外のプロバイダーに対し違法コンテンツの削除を求めることもある。独立の司法専門家からなる諮問委員会が策定したガイドラインに基づき事業の運営にあたっている。違法コンテンツ (例えば子ども虐待描写物、リベンジ・ポルノ、ネット上での売買春の勧誘など) や有害コンテンツ (例えば未成年者へのいじめなど) について一般市民が SIA のウェブサイト (www.safe-line.jp) を通じて通報してくる。これを SIA は警察やインターネット・ホットライン・センターに通報し、国内あるいは海外のプロバイダーに対し削除するよう依頼する。

4 5. 2015 年 7 月時点で SIA は 24,003 件を受理し、監視した。そのうちの 4,079 件は違法と認められ、3,844 件は日本以外の国のサイトで管理されていた。すべての違法・有害コンテンツの約 62%にわいせつな表現が認められ、30%が子ども虐待描写物を、5%がリベンジ・ポルノをそれぞれ含んでいた。SIA が受理又は探知した子ども虐待描写物の計 86.8%が海外のサイトにアップされている。SIA ではサイト管理者あるいはホスト・プロバイダーに対し計

4,254 回にわたる削除依頼を行ってきた。これら海外サイトの子ども虐待描写物の削除依頼に対し、期待を上回る 96%が肯定的な対応をしている。海外のプロバイダーに対する削除依頼については、何が違法コンテンツであるかという定義上の違いに始まりプロバイダーに求められる法的義務まで、直面する課題は幅広い。この点における国際協力は不可欠である。

46. インターネット・ホットライン・センターは 2006 年に設置されたオンライン通報ツールであり、潜在的に違法また有害なコンテンツを一般市民が通報できるようにしている。インターネット協会が運営し、インターネット・ホットライン国際ネットワークの会員で、また資金は警察庁が提供している。受理した通報を運用ガイドラインに基づいて評価し、犯罪に当たる可能性のある事案（わいせつ画像、子どもの性的虐待画像、あるいは売買春の誘引など）を警察当局に通報している。また、国内のサイト管理者やプロバイダーに対し違法・有害なコンテンツを削除するよう依頼することもある。そうした違法・有害な描写物からネットユーザーを守るため、フィルタリング・ソフト業者にも情報提供を行っている。

47. 2014 年、同センターは計 150,352 件の通報を受理した。一般市民から受けた 1,806 件ならびにインターネット・ホットライン国際ネットワークから受けた 778 件は優先順位を付けた手続きに則って処理された。3 日以内に警察庁ならびに都道府県警に照会され、そこで捜査に着手するか否かが判断される。子ども虐待描写物のユーザーが国外に居る場合、事案は国際ネットワークに照会され、そこからさらに当事国へと照会される。子ども虐待描写物が刑事捜査の証拠となる場合には、警察の承認を得た上でプロバイダーにより削除される。

48. ネット上の子どもの性的虐待・搾取に対する闘いに関して日本国内の情報通信技術系事業者は、そのための資金や知見また技術を提供することにより積極的に貢献している。法執行ならびに訴追のあり方については改善の余地が残る、とビジネス関係者は見ている。即ち、ネット上の子どもの性的搾取という惨禍と取り組むための事前介入、とりわけ出版社によるものに改善の余地があるということだ。

4. 被害児童のケアと回復、社会への再復帰

49. 性的虐待・搾取の被害児童に対して様々なタイプの支援を行っている公的ならびに民間の施設を特別報告者は訪ねることができた。面談したすべての方々

が、被害児童が利用できるシェルターや施設の数が非常に限られていることを指摘していた。さらには、そこで提供されるサービスがそうした児童のニーズに合っていないこと、対応するスタッフが専門化しておらず十分なトレーニングも積んでいないとの指摘もあった。性的搾取の被害児童は往々にして非行児のレッテルが張られ、そのような扱いを受ける。被害者であるとの事情が往々にして無視され、その結果適切な支援が得られなくなっている。被害児童の効果的な回復と社会への再復帰という目標の達成に向け、被害児の早期発見と総合的支援を行う必要があることを特別報告者は強調した。

50. 沖縄県内には二つの児童相談所があるが、そのうちの一つである那覇児童相談所を特別報告者は訪問できた。ここでは、虐待被害児童や弱い立場に置かれた子どもたち（例えば、貧困や崩壊家庭によるもの）、障害や病気をもつ子どもたち、あるいは問題行動（“非行”）を起こす子どもたちに対する相談サービスを行っている。そうした事案は、これらの子どもたちの家族、ホットラインあるいは警察を通じてここに来る。子どもの性的虐待事案（2013年而言えば、計24件のうちの6.9%）が発生すると、相談所は当該児童を治療のために病院に照会する。ケースワーカーと心理学の専門家が当該児童とその家族に面談を行い、最も適切と考えられる形態の支援策を決めることになる（例えば、その子どもを家族の許に留めておくべきか否か、または一時的にでも児童福祉施設や里親あるいは養護家族に預けるべきか、など）。被害児童あるいはその親が告訴しないことを選んだ場合に、児童相談所が警察に通報することもある。ほとんどの加害者は罰せられることがなく、このことは児童相談所スタッフが直面している課題の一つである。

51. 都道府県レベルの児童相談所では家庭内児童虐待ケースで手一杯である。ケースワーカーたちは性的虐待・搾取の被害児童を支援する専門職でもなければ十分なトレーニングも受けていない。支援スタッフを選別するシステムもない。ケアに当たる職員が専門的なトレーニングを受けていないということから、子どもたちからの信頼を得る能力に影響が出ている。結果として、子どもたちが児童相談所の支援サービスを拒否することがあったりもする。さらには、相談所は24時間の対応も週末対応もしていない。相談所が運営する一時シェルターもしばしば満員である。13歳未満の子どもたちが優先的に受け入れられてはいるのだが、それは即ち、それ以上の年齢の子どもたちに手が回っていないということだ。

5 2. 大阪性暴力救援センターが提供する緊急支援サービスを特別報告者は高く推奨した。性暴力被害女性・少女のためのワンストップ・センターとして 2010 年に開設された日本初のこの救援センターは被害者に総合的な緊急支援を提供し、自主的選択と被害者の回復を支援している。ここは寄付を財政基盤とする NPO 法人により運営されていて、支援スタッフには専門家と訓練を受けたボランティアが含まれる。提供しているサービスの内容には、24 時間対応のホットラインと常駐スタッフによる心理面での支援、24 時間対応の緊急産婦人科医療ケアとそのフォローアップ、そして、カウンセラー、弁護士、ケースワーカー、精神分析医、小児科医、法医学者、警察官、婦人相談所や児童相談所の関係者等からなるネットワークが提供する安全サービスと医療ケア等々がある。性的虐待・搾取の被害者は 24 時間対応のホットラインが利用でき、警察や婦人相談所からの紹介で連絡してくる場合もある。緊急支援は阪南中央病院で行われ、その後被害者は、必要とされるケアに応じて適切な医療機関に照会されていく。

5 3. 開設以来、同センターは 23,000 件以上の電話相談を受け、来所件数は 3,200 件にのぼる。そのうちの 983 ケースから、強姦やわいせつ行為、性虐待、性的“非行”行為あるいは DV 等々の被害者のための医療ファイルが整えられた。そうした被害者のおよそ 9%が 9 歳未満で、53%が 10 歳から 19 歳までの者であった。また、強姦あるいはわいせつ行為の被害者の 239 人が 18 歳未満であった。ほとんどのケースにおいて加害者は男性であって、被害者と面識のある者であった。被害者に対しセンターでは特に、緊急避妊薬の処方、性感染症の検査、証拠採取の手配、妊婦への支援、弁護士やカウンセリング施設への斡旋などを行っている。センターが扱った性的虐待事案の 90%において、被害者は未成年（19 歳以下）であり、そのほとんどが 12 歳から 14 歳までの者であった。また同様の 77%において加害者は家族の一員であり、42%において虐待は 1 年から 4 年間続いていた。性的虐待ケース 213 件のうち加害者が逮捕されたのはわずか 16 件でしかない。その他の事例としては、加害者が叱責されたり、母親が加害者をかばったり、離婚されたケースもあった。子どもの性的虐待事犯の免責は、主に、被害者が刑事訴訟に持ち込むことをしなからぬことと、被害者の証言の証拠採用にまつわる困難さ、の結果である。

5 4. ワンストップ・クライシス・センター全国ネットワークには 129 の団体が加盟している。政府はワンストップ・センター設立のための手引きを発行している。また大阪府はワンストップ・センターの運営に関する調査研究に支援を行っている。ワンストップ・センターが抱える主な課題として、支援員の育成と訓練、女性産婦人科医の仕事量の負担増、公判を進める上での困難さ、寄附に依存

していることなどがある。特別報告者はまた、ワンストップ・センターが子どもや少女にではなく成人女性の方に重点をおいていること、また、少年のためのワンストップ・センターは皆無であることに注目した。ワンストップ・センターは精神分析医、カウンセラー、弁護士、警察、児童相談所や他の関係団体の間の協力を推し進めている。しかしその一方で、被害者が再びトラウマに陥らないようにする重要な方策である法医学インタビューを実施していない。

55. 性的虐待・搾取の被害児、特に女兒に対する重要な支援が NGO によりなされていることも、特別報告者は知った。COLABO はそうした NGO のひとつで、支援センターを運営し、安心・安全な場所における信頼に基づく関係性を大切にしながら被害者である少女たちの「伴走者」役を務めている。活動内容としてはカウンセリングと面談、夜間巡回（ナイトパトロール）、食事・物品等生活必需品の提供、病院や児童相談所への同行支援などがある。一時シェルターも運営しており、他にも被害を受けた女子のエンパワメントのための教育・啓発活動を実施している。COLABO に助けられた少女たちの多くは JK ビジネスや買春の被害者である。特化された施設やサービス、また専門家が存在しないことから、被害を受けた少女たちは結局性風俗産業に舞い戻ってしまう場合がある。特別報告者は、何とか回復し自分自身を取り戻そうとしている性的虐待・搾取の被害少女何人かと会うことができた。少女たちの話によれば、被害を受けた子どもたちはしばしば精神的に異常をきたし、自傷行為に走ったり、自殺を試みる者もいるとのことであった。COLABO のような団体に守られた場・環境において他のサバイバー（被害を生き延びた人たち）と自分自身の経験や思いを共有することで、これらの少女たちは再び大人が信頼できるようになり、自らの将来に再び希望が持てるようになっていく。

56. 虐待とネグレクトの被害を受けた子どもと若者に長期的支援を行っている数少ない団体の一つに、カリヨン子どもセンターがある。社会福祉法人である同センターは男子用と女子用のシェルター、青年期の者がより自立性のある生活ができるようにと意図された二つの自立支援ホームを運営している。同センターはまた、家庭内虐待や非行から逃れてきた子どもや法的なギャップの中にある 18 歳、19 歳の子どもたちにとっての避難スペースともなっている。ここで支援を受けている女子の 4 分の 3 は虐待被害者で、多くがホームレスであったりあるいは売春で生活を支えてきた子たちだ。青年のための自立支援ホームはこの社会福祉法人が運営するシェルターを通じた支援の第 2 ステージとなっている。被害を受けた子どもたちが再び虐待された場所に戻ることをしないようにすることが目標だ。

57. ヘルプラインを通じて子どもたちはカリヨン子どもセンターと連絡をとる。弁護士によってケースの精査が行われた後、子どもはシェルターに照会されていく。子どもと最初に接した弁護士がそのケースを最後まで担当することとなる。弁護士である彼又は彼女は子どもの話に耳を傾け、その子にとって最良の解決策を見つけるために家族との調停に入る。もしも被害を受けた子どもが18歳未満の場合はケースを児童相談所に送り、確実な調整を図る。カリヨン・センターに着くと子どもは面談を受け、専門家の会合でケースの判定がなされる。そこで必要と認められれば臨床診断が行われる（例えばカウンセリングに回すべきかどうかの決定など）。もしも刑事罰に相当するようなケースであれば警察へと照会されることとなる。トラウマの再発を防ぐために法医学インタビューが行われ、記録に残す。若年の母親は婦人相談所に照会され、そこのシェルターで保護されることとなる。

58. カリヨン子どもセンターでは一人の子どもに一人のケア・ワーカーを充てていて、子どもに寄り添い、耳を傾け、その子にとって最も良い道と一緒に歩んでいく。シェルターは安全の提供がその目的（滞在期間は数週間から数か月に亘る）であり、一方自立支援ホームは長期的（平均1年）な居住空間を提供し、そこで入所者はノーマルな生活を送り、大人への信頼を再発見し、将来計画を立てていく。センターではまた「カリヨン・ハウス」という新しいプロジェクトを始めていて、子どもたちはそこでの娯楽・文化・スポーツ活動に参加できる。特別報告者は、カリヨンが運営する少女のためのホーム「夕焼けハウス」を訪問した。少女たちはそこに滞在している間に仕事に就き、独立に向け貯蓄している。このプロジェクトに係る予算のおよそ80%は厚労省がまかない、残りは寄付に依っている。

59. 上述のように公的機関や民間団体は賞賛に値する支援を行ってはいるのだが、特別報告者が見たところ、性的虐待・搾取の被害児童に対する十分かつ専門的なケアならびに専門家にたどり着く手立て（アクセス）は限られている。加えて、提供される支援が主として即時のあるいは緊急の援助に重点をおいたものであり、フォローアップならびに／あるいは総合的な中・長期的支援は十分とは言えない。ケア・ワーカーの方法論と訓練において、子どもの権利を視野に入れた、またジェンダーに留意したアプローチが導入されねばならない。

5. 防止、能力向上、意識啓発

60. 政府の省庁や法執行機関、ビジネス部門、NGO、その他の利害関係者が実施する数多くの教育ならびに啓発活動に特別報告者は注目してきた。そうした活動間の調整を強化して相互補完性ならびに影響力の改善を図るよう、特別報告者は政府に促した。JK ビジネスにまつわるリスクについて子ども、特に少女の意識啓発に重点を置いた防止の取り組みがなされなければならない。教育ならびに啓発のための長期戦略の策定に当たっては、性の不平等、子どもの性的商品化、それに対する社会の寛容さ等々の、子どもの性的搾取の根本原因と取り組む必要がある。

61. さまざまな省庁や法執行機関、情報通信技術関連会社、NGO などによりニュー・テクノロジーにまつわるリスクについての教育プログラムが学校で実施されていることを特別報告者は歓迎する。親ならびに教師を対象に、インターネットの安全な使い方を教育する訓練、かつ子どもと共にそれを行うこと、も必要である。こうした課題に対する意識の向上に向け情報通信技術関連会社が作成した、子どもにやさしい素材（例えばリーフレット、ワーク・ブック、漫画、ビラなど）に特別報告者は注目した。

62. 特別報告者はまた、子どもの性的搾取撲滅に特化してNGOが進めている防止の取り組みを高く評価するものである。COLABOは高校を訪問して、人身売買業者や周旋人が少女を性産業へと誘い込む手口の見きわめ方について講演している。また、歓楽街での夜間巡回を実施して、リクルーターの見分け方を教えてもいる。人身取引被害者サポート・センター、ライトハウスは「ブルー・ハート」と題した漫画によるブックレットを発行している。目的はJK ビジネスやリベンジ・ポルノなどの性的搾取にまつわるリスクについて、子どもならびに若者の啓発を行うことにある。ECPAT/ストップ子ども買春の会はコーズビジョンやノット・フォー・セール・ジャパンと共同で「陽はまた昇る」と題した漫画本を発行して、子どもの性的搾取のリスクに関する啓発を行っている。

63. 防止への取り組みに関しマスコミや広告会社の関わりが十分ではないことを特別報告者は憂慮し、政府に対しこれらの機関を防止キャンペーンに積極的に関わらせるよう要請した。マスコミは子どもの権利に適合した倫理行動規範を採用し、子どもの性的商品化と性差による役割の固定化と闘うべきである。

6. 子どもの参画と独立機関によるモニタリング

64. 子どもに関わりのある公的施策の立案と実施に、子ども自身が関わっていないことを特別報告者は憂慮する。第2回子どもの商業的性的虐待に反対する世界会議（2001年、横浜）で実証された、若者代表を含むことのポジティブな経験が示すごとく、彼らへの性的搾取を根絶するための施策の立案と実施に関して、政府は、全国ならびに地方レベルにおいて子どもの側の関与をもっと深めることができる。社会生活への子どもの参画を増すために、子どもの参画を自らのプロジェクトで行ってきた経験を持つ子どもの権利・保護に関わる NGO と連携を図るよう政府は努めなければならない。

65. 川西市の、子どもの人権オンブズパーソン事務局代表と特別報告者は会うことができた。この種のものとしては日本初となる団体である。1998年、市長の付属機関として市条例により制定され、市長がオンブズパーソンを委嘱する。彼らには啓発活動、調停、防止活動を通じて子どもの人権擁護に当たることが義務付けられている。カウンセリングならびに調停サービスの提供、申立ての審査、啓発キャンペーンの実施、子どもの権利擁護に必要な改善案を市行政当局に提言すること、などを行っている。事務局はヘルプラインを運営し、事務局内外において相談にあたっている。子どもたちの相談内容の多くは、家族や友達に関係する事柄、いじめ、教師による言葉での虐待ないし脅し等々に関するものである。子どもの性的搾取・虐待に関わる申立てはないものの、オンブズパーソン代表はそのような現象と取り組むには、彼らの役割と作業手法は不十分なものと認めている。

66. 川西市の子ども人権オンブズパーソンやその他の子どもの権利を監視しカウンセリングを行っている団体は、県ならびに都レベルで設置されており（計26団体）、その働きを特別報告者は高く評価する。子どもの性的虐待・搾取を防止する啓発キャンペーンの実施に当たって相互間の調整に改善を重ね、こうした惨禍から子どもを守ることに資する成功事例について情報共有を進めていくことを特別報告者は推奨した。しかしながら、同時に特別報告者は、地方レベルでの子どもオンブズパーソンが、子どもの人権に係る全国的オンブズパーソンあるいは全国的人権機関の役割を果たしていくことは不可能であると考え、従って特別報告者は政府に対し、人権擁護法案の成立を優先させ、子どもの人権を含む人権擁護のモニタリングならびに啓発を所掌する全国的人権機関を創設するよう求めた。その種の機関によって、特に日本の国内法ならびに施策が、子どもの権利に係る国際的規範と標準に合致しているかどうかをモニターしていくこととなる。ここで言う子どもの権利には、意見を聞いてもらう権利、影響が自らに及ぶような社会的課題に参画する権利も含まれる。

7. 企業の社会的責任と国際協力

67. ネット上における子どもの性的虐待・搾取と闘うために情報通信技術業界が2011年以来採用してきた防止・保護策を特別報告者は高く評価するものである。旅行業界もまた、日本人による海外を舞台とした子どもセックス・ツアーと取り組む自主的な対策を実施してきた。「旅行・ツーリズムにおける性的搾取から子どもを守る倫理行動規範」はそのひとつである。特別報告者は政府に対し、ビジネス部門の他の利害関係者（例えばマスコミや広告会社、娯楽業界、漫画・アニメの出版社など）にも積極的に働きかけを行うよう奨励した。子どもの権利に係る国際標準に合わせるべくそれらの企業が倫理行動規範を採用して子どもの性的搾取との取り組みを進めるように、との趣旨である。それらの企業はまた、政府機関ならびにNGOとのパートナーシップの下、子どもを暴力、虐待、搾取から守るため、啓発キャンペーンや防止プログラムに関与していかねばならない。

68. 日本国は子どもの性的搾取根絶のための地域的また国際的な取り組みに対して積極的に関与している。2001年、横浜で開催された「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」を共催し、2008年リオデジャネイロで開かれた第3回世界会議にも参加している。この第3回会議で参加者は、あらゆる形態の性的搾取から子どもと若者を守るための強力な枠組みを確立していくことを宣言した。最近では2014年、ウランバートルで開催された第3回アジア子どもの権利フォーラムに日本国も参加している。フォーラムの総括宣言の中で参加者は、特に、子ども虐待を含むあらゆる形態の子どもへの暴力を防止し禁止する政策、法整備、啓発活動、その他の施策のさらなる展開と実施を加速するよう要請している。

69. 警察庁は、東南アジア地域における子どもの商業的性的搾取に関わる捜査官の年次会合を企画している。そこでは、当該地域の法執行機関代表が性的搾取から子どもを守るための取り組みに関する情報交換を行っている。バリ・プロセス閣僚級会議（「人の密輸・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域閣僚級会議」）への積極的な貢献国として日本国は2013年4月2日、バリにて開催された第5回会議に参加している。人身売買・取引が提起する新しい課題と取り組むための地域戦略に改良を加えていくことを参加した各国は宣言した。G8の一員として日本国は、国際子ども性搾取データベースに資金を供出している。また、APECやOECDといった枠組み内においても活発に活動してお

り、その中には、ネット上での子どもの性的搾取との取り組みならびにより安全なインターネット環境の構築に向けた取り組みに関係するものも含まれる。

70. 日本国はまた、刑事事案に関する犯罪人引渡条約、司法共助協定を他の国々との間で締結している。2010年から2014年の間に、法執行機関は域外管轄権の原則に従い、子どもの性的搾取に関連する容疑で4件を起訴に向け照会している。警察庁は海外で子どもの性的搾取犯罪を引き起こす邦人の逮捕に力を入れている。そこには、証拠収集、被害者の特定、海外にいる被害者へのアクセス確保、などの面で直面する困難さがある。同庁はまた、インターポール（国際刑事警察機構）ともその重要拠点を通じ協力を進めており、国際子ども性搾取データベース情報の共有、司法支援要請等々を行っている。

IV. 結論ならびに勧告

A. 結論

71. 「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」（2001年、横浜）を共催して以降日本国では、子ども人身売買とそれに関連する取引、子ども買春ならびに子どもポルノとの取り組みにおいてかなりの進展がみられる。同国は子どもに対する性的搾取の惨禍との取り組みを目的とする法改正ならびに施策を実施してきた。特に、情報通信技術部門のイニシアチブを活用して、ネット空間における子どもの性的搾取に関する多大な、一般のおよび専門的知見を取りまとめてきた。これは他の国々も見習って良い試みである。性的虐待・搾取を含む性犯罪の被害女性・少女に対する統合的な緊急支援の提供を行う“ワンストップ・クライシス・センター”もまた、全国的に展開されるべき良い実践である。

72. とは言え日本では、ネット上でもそれ以外の空間においても子どもの性的虐待は現在も大きな問題である。ニュー・テクノロジーの進歩により子ども虐待描写物のネット上での拡散が進み、結果としてこの子どもの性的虐待という問題に対する取り組みの強化策の焦点が（少女売買春など）の性的搾取形態から他の形態へとシフトしていった。とりわけ、子どもの性の商品化ならびに性差による役割の固定化により、子どもの性的搾取を促す、あるいはそこへと誘導するような行為ならびに風潮が引き起こされてきた。さらには、こうした行為に対して社会が寛容であることから、おおむね処罰されることはない。

73. 日本国は、2014年の児童買春・児童ポルノ処罰法改正により生み出された勢いをさらに加速させ、あらゆる形態の子どもの性的搾取ならびに性差による不平等と取り組むためにさらなる努力を払うべきである。この度の法改正は子どもの性的搾取の根絶に向けた重要な第一歩ではあったものの、さらなる充実強化と包括的施策がそれに伴わないならば実効性のないものとなろう。間もなく2020年東京オリンピックが開催されるが、これは、子どもの性的搾取と闘いその根絶を目指す先導的役割を日本国が果たす格好の機会である。

B. 勧告

74. 日本国が、これまでに成し遂げたことを統合し、今もなお残る諸課題を克服し、さらには性的虐待という惨禍から子どもを効果的に護ることを確実なものとするため、特別報告者は以下のことがらを日本国政府に勧告するものである。

(a) 子どもの性的搾取と闘う包括的戦略を強化発展させ（これには、その戦略の立案・調整・フォローアップを所掌する実体の設置が含まれる）、現在進められている他の諸計画ならびに諸施策との相補性を確保すること。

(b) 上記の戦略を効果的に実施するために必要となる資源（リソース）を措置し、その立案・実施・評価においては子どもと若者の参画を担保すること。この戦略には次のことがらが反映されていなければならない。

(i) あらゆる形態の性的搾取ならびに売買から子どもを防御、保護し、そうした行為を禁止するための明確かつ包括的な法的枠組みを確立すること。特に、少女の結婚承諾年齢を18歳に引き上げ、同じく子どもの性的承諾年齢を引き上げること、さらには子どもの性的虐待の定義を拡大すること。

(ii) バーチャル画像ならびに子ども、あるいは主に子どもとして描かれる人物、による明白な性的行為を表現するもの、または第一義的に性的目的のために子どもの性的な部位を表現するすべてのものの制作、配布、頒布、提供、販売、アクセスすること、閲覧ならびに所持を処罰化すること。

(iii) 子ども虐待描写物のネット閲覧ならびにそれへのアクセスを処罰化すること。

(iv) 「JK[ビジネスを始めとする様々な]サービス」や子どもエロチカなどの、子どもの性的搾取を促すあるいはそこへ誘導するような商業活動を禁止すること。

(v) 全国を統括する人権機関ならびに子どもの権利擁護に当たる独立機関を設置する人権保護法案を成立させること。

(vi) 国連国際組織犯罪防止条約ならびに同条約を補完する人身取引防止議定書、通報手続きに関する子どもの権利条約選択議定書を批准すること。

(C)子どもの性的搾取を根絶するための防止・保護策を広報する目的で、信頼のできるかつ最新のデータを用いて、根本原因や「押し出し要因 (push)」ならびに「引き込み要因 (pull)」、今後の展望、性的搾取を誘発するような子ども関連の商業活動の形態ならびにそれがもたらすインパクト、加えて、バーチャルな子ども虐待描写物がもたらすインパクトに関する包括的で実態に即した調査研究を行うこと。

(d) 性的虐待・搾取の被害児童のための“子どもにやさしい”通報や申立て、照会のメカニズムをさらに構築すること。そこには、子どもの権利ならびに被害児童が抱える特定のニーズに関し訓練を受けたスタッフを配置すること。

(e) 買春ならびにポルノを含むネット上ならびにそれ以外の空間における子どもの性的搾取に関連する犯罪の捜査や訴追、制裁のため一層の努力を重ね、加害者の責任追及と被害児童の救済を確実に行うこと。特に、

(i) 子どもの性的搾取に関連する犯罪の特定ならびに被害児童の発見と処遇に関する法執行機関向けのトレーニングと意識向上活動を、子どもの権利を視野に入れつつさらに強化すること。

(ii) 裁判前・中・後において、被害児童ならびに証人に対し“子どもにやさしい”審理と保護とが確実になされるような措置を講ずること。

(iii) 子どもの性的搾取という犯罪における免責と闘う有効な手段の一つとして、この犯罪に係る刑法の定める制裁措置を効果的に適用かつ運用すること、即ち、刑の執行猶予・停止はこれを避けること。

(f) 性的虐待・搾取の被害児童のために、権利遵守型でかつ子ども中心のケアや回復、社会復帰のための包括的なプログラムを策定すること。特に、

(i) 良質かつ統合されたケアと支援を提供するワンストップ・クライシス・センターを増設し、資金ならびに支援をより一層充実させること。それはまた、例えば、ホットラインの開設や24時間態勢の常駐スタッフ陣を確保することなどにより、性的虐待・搾取の被害児童に焦点を絞ったクライシス・センターであること。

(ii) 児童相談所やワンストップ総合サポート・センターならびに関係機関のスタッフの選択とスキル面の改善を図り、性的搾取の被害児童のニーズに見合ったサービスを提供すること。また、シェルターや福祉施設への入所以外の選択肢（例えば里親あるいはユース・ホームなど）を提示すること。

(iii) 特に、児童相談所やワンストップ総合サポート・センター、法執行機関、弁護士、医療機関、学校および地方自治体の間におけるより効果的な相互連絡（コミュニケーション）と連携（コーディネーション）を担保するための手続きを策定し、加えて、子どもの擁護に関わっている NGO とのパートナーシップを強化すること。

(iv) 性的虐待・搾取の被害児童のリハビリテーションと社会復帰を目的としたフォローアップ・ケアならびに長期的プログラムにさらなる投資をすること。

(v) 少女、少年、また自らを LGBT であるとする子どもたちのためのケア提供ならびに回復に当たっては、子どもの「意見を聴かれる権利」を保証しつつ、子どもの権利という考え方を取り入れ、ジェンダーに留意した対応をとること。また、障害のある子どもならびに子どもを持つ若い母親へのサポートを提供すること。さらに、子どもたちの回復プロセスにおいては、必要と認められる時はいつでも家族の関与を図ること。

(vi) 被害児童へのケアと支援の提供にあたる官民両方の機関の業務を査定評価しモニターすること。

(g) 情報通信技術会社やメディア各社、広告代理店、娯楽産業界等々のビジネス部門や NGO と協力しながら、同時に子どもや若者の参画を得つつ、包括的な防止策を講ずること。特に、

(i) 学生・生徒や親、教師、養育者を対象とした、ニュー・テクノロジーに潜むリスクとインターネットの安全な使い方に関する教育プログラムならびに啓発キャンペーンを強化すること。

(ii) 子どもと若者を対象に、子どもの性的搾取の様々な形態とそれがもたらすインパクトについて、また、利用可能な防止ならびに保護策について啓発キャンペーンを実施すること。

(iii) 少年、少女、男性、女性を対象に、性差別と闘う上で効果的な手段となる「性の平等」(gender equality)に関する長期的な教育プログラムを実施すること。

(iv) 防止策の一環として、需要要因、即ち子どもに対し性的犯罪に手を染める加害者ならびに媒介者、への取り組みを行うこと。

(h) 民間部門に対し、子どもの性的搾取の需要に関して助長する側に留まることなく、または今後そうなることがないように、必要な措置を講ずるように働きかけること。

(i) 国境を越えた協力やビジネス部門の関与を通して、子どもの性的搾取という惨禍に対する世界的に連携のとれた応答の確立に貢献すること。これには例えば、ネット上における子どもの性的搾取との闘いに関する知見や経験を共有したり、法執行機関やビジネス部門の国境をまたいだ協力をさらに強化すること、などがある。 (完)

<脚注>

- 1) 日本国政府から得た統計によれば、2014年、性搾取被害者のうち1,130人が女子で、これに対し男子の数は82人であった。
- 2) アメリカ国務省、人身取引レポート（2015年7月発行）p.198も参照のこと。
- 3) アメリカ国務省、「2014年人権状況カントリー・レポート：日本」、民主主義、人権、労働局も参照のこと。
- 4) アメリカ国務省、人身取引レポート（フットノート2を参照）
- 5) 国連薬物及び犯罪局、「人身取引に関するグローバル・レポート 2014（ニューヨーク、国連、2014年発行）p.79
- 6) アメリカ国務省、人身取引レポート（フットノート2を参照）
- 7) 内閣府は2015年7月、子どもの健全な育成を促進するための意識向上キャンペーンを開始した。キャンペーン用ポスターの中には、学齢期の少女に子どもポルノや買春に加担しないことを約束するよう呼びかける警察庁のものもある。
- 8) 子どもの権利条約ならびに子どもの人身売買、子ども買春、子どもポルノに関する選択議定書第2条（c）、欧州評議会サイバー犯罪に関する条約第9.2条c、欧州評議会子どもの性的搾取ならびに性的虐待からの保護に関する条約第20.2条、A/HRC/12/23、第124段落（b）(iii)参照。
- 9) 米州機構、欧州評議会サイバー犯罪に関する条約解説レポート段落102.
- 10) Julia Hörnle、「オンライン・ポルノの危険を迎え撃つ—卑猥なコンテンツに対する賢い規制？」European Journal of Law and Technology, vol.2, No.1 (2011), p.15。また、Alisdair Gillespie、「子どもポルノ：法律と政策」（Abingdon, Oxon, outledge-Cavendish,2011）pp.100-116.
- 11) 子ども買春との関連で訴追照会のあった事案数は、2010年の954件から2014年の661件へと減少している一方、訴追照会のあった子どもポルノ事案の数は同時期で1,342件から1,828件と増大している。

以上